

横財管 第88号
令和3年(2021年)9月10日

横須賀市議会
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会
委員長 西郷宗範様

横須賀市長 上地克明

新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について

令和3年(2021年)8月31日付「新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について」に係る要望等事項について、別紙のとおり回答いたします。

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
1	<p>1月22日の新型コロナウイルス感染症対策検討協議会で、疫学調査の目安としては一日最大50件であり、これを超えるときは、感染症に携わる全てについて見直しをしなければならなくなると疾病予防担当部長から発言があった。その後、8月5日には市内の患者確認が50名を超える事態になり、一日当たり100名近い日が続き、ついに8月21日には159名となった。感染者が急増し始めた経過・現状・今後の見直しについて、以下の点を含めて確認したい。</p> <p>(1) 検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日当たりの新規PCR検査数の上限 ・検査可能件数を超えるニーズの有無 ・一日当たりの疫学調査対応可能件数 ・感染経路の追跡調査の範囲 <p>(2) 市内病院の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の受け入れ等 <p>(3) 保健所の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による応援体制の見直し、増員の可能性 	健康部	<p>(1) 検査体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCRセンターの検査数は平日65件ですが、別に83か所の医療機関が行政検査の実施について、本市と契約しています。各医療機関の検査数を含めると、488件の実績があります。 ・PCRセンターの予約枠について、9月1日現在ではまだ余裕がある状況です。 ・一日当たりの疫学調査対応可能数を160人として体制を整えなおしました。工夫すれば200人まで可能と考えています。 ・市中感染期に入りましたので、感染経路調査には重きを置いていませんが、医療関係者・福祉関係者等、クラスターのリスクがある方については、感染経路の聞き取りをしています。 <p>(2) 市内病院の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦につきましては、妊娠週数により対応方法が異なります。主治医と連絡をとり、急変時の対応について、周産期コロナ受入医療機関である横須賀共済病院と連携しています。 <p>(3) 保健所の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疫学調査の方法を工夫することにより、感染者の増加に対応できるようにするとともに、派遣職員の増員を図り、人員の補強を行っています。また、事務内容の見直しを行って、委託できる内容については委託するなど随時見直しを行っています。 	新	②	171
						174
						175
2	濃厚接触者の基準を改めて確認したい。また陽性者等が着用していたマスクの種類（不織布やウレタンなど）によって、濃厚接触者として扱われる範囲が変わることがあるか確認したい。	健康部	濃厚接触者の基準はマスクなしで累積15分以上、1m以内の接触があれば、濃厚接触者になります。マスクの種類によって範囲が変わることはありません。しかし、あごマスクなど正しい装着ができていない場合は、基準にかかわらず、濃厚接触者に指定する場合があります。	新	②	172
3	家族の感染が判明し、明らかに濃厚接触者に該当すると思われる方が無症状であるためにPCR検査が受けられなかったということを知った。PCR検査を受けられる判断基準を確認したい。	健康部	濃厚接触者には2週間の自宅待機をお願いしています。市中感染期には無症状の方の検査は行わず、2週間の間に症状が出た場合に検査をご案内しています。ただし、医師が必要と判断した場合には、無症状の方にも検査を案内することがあります。	新	②	173
4	自宅療養者への対応について、食糧配布サービスは陽性者分のみで、濃厚接触者となった同居家族分の食糧配布は行われないのか。また、薬等の支給や容態の確認といった対応を確認したい。	健康部	濃厚接触者については同居家族であっても食料配布は行いません。薬についてはオンライン診療を利用しての処方、配達等のご案内をしています。容態の確認については、LINEやAIコールでの確認をし、反応がない方には電話、訪問等の対応を行っています。	新	②	176
						178

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
5	自宅療養者に対してオンライン診療を有効に利用し、患者の安心感を高めるとともに、処方薬の配達までのワンストップサービスを行うことが可能か確認したい。	健康部	<p>現在、市内50以上の医療機関がオンライン診療に対応しています。対応可能な診療科目はまちまちですが、患者さんの安心感を高めることには寄与しているものと思われます。</p> <p>また、横須賀市医師会が、自宅療養者向けに、新型コロナウイルス感染症の治療に係るオンライン診療ができる医療機関を一覧にして周知を行っています。</p> <p>処方薬の配達については、市が何らかの支援を行いつつ、薬剤師会主体で行われる方向で調整中です。</p> <p>オンライン診療から処方薬の配達までをワンストップサービスで行うには、国からの指針に基づいた運用を行う必要があります。</p> <p>これを踏まえ、民間企業が提供するシステムを基に、医療機関、薬局等がワンストップサービスを実現するための仕組みづくりを検討したいと考えます。</p>	新	②	177
6	入院できずに自宅で療養せざるを得ない患者が増えている。他の自治体では入院待機ステーションや酸素ステーションの整備が進んでいると聞いているが、自宅療養者などへの医療体制について、本市ではどのように考えているのか確認したい。	健康部	<p>県がかながわ緊急酸素投与センターを設置し、療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与の応急処置を行っています。</p> <p>また、地域療養の神奈川モデルにおいて、輪番の医師が在宅酸素の導入やステロイド治療等を開始し本市でも対応しています。</p> <p>なお、本市の入院状況については、必要な方は遅くとも次の日までには入院できています。</p>	新	②	179
7	昨今の大雨洪水、土砂災害の甚大化により、自宅から避難所へ向かわねばならないケースが想定される。自宅療養者の避難について、どのような対応となるか。避難の介助、避難場所の確保など市の考え方を確認したい。	市民部 健康部	<p>台風などの風水害時には22か所の自主避難所（体育館及びコミセン）を開設する予定ですが、そのうちの1か所を自宅療養者専用として開設します。</p> <p>原則として自家用車等による自力避難をお願いし、自力での避難が困難で、かつ、土砂災害警戒区域等の危険な場所にお住まいの方については、保健所と相談の上でコロナ陽性者を搬送してくれる事業者へ搬送を依頼します。</p>	新	②	180
8	まだ接種予約ができない市民から、横須賀は接種が遅いということが言われている。しかし、接種率は県平均を上回っており、本市の接種計画がきちんと市民に伝わっていないと思われることから、改めて周知する必要がある。今後の周知計画はどのようなになっているか。また、ワクチンの供給量が減少している中、接種予約に関する計画についても確認したい。	健康部	<p>本市は、予約のできる市民は必ず予約と接種ができるよう、市民が安心できる計画を作成して実施しています。他市で行われている、予約枠を作って早いもの勝ちのような予約はしていません。</p> <p>全国でいろいろな取り組みをしている自治体を紹介する報道を見た市民が、本市の接種状況と比較して意見はたくさんいただいています。</p> <p>本市の接種状況は市ホームページで公表していますが、本市の状況と県平均を併記することなど本市の状況が分かりやすくなるように工夫します。</p> <p>また、今後の接種計画については、在庫数と今後のファイザー社、モデルナ社のワクチンの供給量と入荷される時期を確認しながら、希望するすべての方が一刻も早く接種できるように予約・接種開始時期を決定します。そして、決定しましたら速やかにお伝えします。</p>	新	②	181
9	コロナ感染や濃厚接触者になったことで入学試験を受けられないなど、子どもの将来に大きく影響するようなことがないように、受験を控える中学3年生、高校3年生の希望者にはワクチンを優先接種する体制を整えていただきたい。	健康部	<p>受験生の優先接種については、前向きに検討したいと思います。在庫数と今後のファイザー社、モデルナ社のワクチンの供給量と入荷される時期を確認しながら、予約・接種開始時期を検討し、決定しましたら速やかにお伝えします。</p>	新	②	182

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
10	現在は、年齢区分の他には、基礎疾患の有無が優先順位の判断基準となっているが、家族の中に集団の中で過ごす者がいる場合は、感染のリスクが高まる。とりわけ、保育園や学校に通う世代は無症状のケースも多いため、気付かぬまま同居家族に感染を拡げることが考えられる。 ついては、家族に保育園や学校等に通う者がいる方には、優先して接種ができることが本来は望ましいが、そのような対応が可能か確認したい。	健康部	ご要望の通り、優先接種の実施については、対応を考えなければなりません。しかし、ご要望されるすべての方を優先することはとても困難です。 そこで在庫数と今後のファイザー社、モデルナ社のワクチンの供給量と入荷される時期を確認しながら、希望するすべての方が一刻も早く接種できるように予約・接種開始時期を決定します。そして、決定しましたら速やかにお伝えします。	新	②	183
11	路上生活者やネットカフェ生活者などを含めたホームレスの方には接種券が届いておらず、ワクチン接種ができない状況にある。また接種に関する情報自体不十分である。北九州市ではNPOと行政が連携し、希望者へのワクチン接種を支援する取り組みがあるが、本市においてはどのような対応が可能か確認したい。	福祉部 健康部	まず、ホームレス巡回相談業務の委託事業者に依頼し、ご本人の接種意思を確認します。その後、接種を希望された方には、市内の医療機関と具体的な接種日時を調整のうえ、後日、接種していただく予定です。	新	②	184
12	市立学校における9月6日以降の授業の対応について、早急に決定し周知を行っていただきたい。	教育委員会	令和3年9月2日付で「新型コロナウイルス感染症対策に係る市立学校における9月6日以降の対応について」を各関係機関及び関係者あて通知しました。 【通知した対応の内容】 1 小学校 ・通常日課とします。ただし、児童の発達段階を考慮し、気持ちの面での不安感等を和らげるため、段階的に授業数を増やすこととし、2年生以上は9月10日（金）まで6時間授業はせず、5時間授業とします。 2 中学校 ・通常日課とします。 ・部活動は、緊急事態宣言中、原則中止とします。 3 養護学校・ろう学校 ・小学校または中学校に準じた対応とします。 4 高等学校 ・引き続き、時差登校、半日授業を実施します。 ・部活動は、全国大会等の参加を除き、緊急事態宣言中、原則中止とします。 ※上記の通知については、令和3年9月2日付で全議員配布済みです。	新	②	185

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
13	配付されている一人一台端末（Chromebook）に関して、以下の点を確認したい。 （１）端末を家庭での自主学習に用いることについて、現在どのような運用になっているか。また、それはどのような理由でそうなっているのか。 （２）今後の感染状況によって再び休校せざるを得なくなった際、端末は緊急的に家庭で利用することができるか。また、小中学校への端末配備はどの程度進んでいて、配備済みの端末は各学校ですぐ使用できる状態にあるのか。 （３）11月以後利用予定である学校用googleアカウントの初期設定を前倒しで行い、児童生徒が家庭学習で活用することはできるか。	教育委員会	<p>【令和3年8月末のGIGA端末の配備状況】</p> <p>○中学校、ろう学校 令和3年3月末までに端末配備が終了し、4月より順次活用を開始しています。</p> <p>○小学校、養護学校 令和3年度にネットワーク整備事業を繰り越し実施しています。 小学校のうちⅠ期10校は、8月末までに端末配備が終了しています。 残りのⅡ期37校（小学校36校、養護学校）は、11月末までに順次端末配備を行う予定です。（GoogleのアカウントはⅠ期校のみ配付済み）</p> <p>（１）全ての小学校、中学校、ろう学校、養護学校においてGIGA端末の家庭への持ち帰りは行っていません。 （主な理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi等の通信手段が確保できない家庭への対応 ・家庭に持ち帰った場合における紛失や破損時の対応について整理できていない ・ICT機器に対する（情報モラル教育も含む）児童生徒の習熟度が足りていない ・保護者の対応が必要になる場合がある <p>（２）現時点では臨時休校や学級閉鎖時に端末を活用することは考えておらず、使い慣れている紙媒体を中心とした対応を行う予定です。 ただし、コロナウイルスの感染を心配し登校を控えたり、濃厚接触者に指定され登校ができない場合に、家庭の通信環境及び端末を利用し、各学校の対応可能な範囲でGoogleWorkspaceの機能を使った授業の配信やコミュニケーションをとるなどの対応は可能です。</p> <p>（３）小学校、養護学校のうちⅡ期37校について、端末配備にあわせGoogleアカウントを配付する予定ですが、前倒しでの対応は可能です。 ただし、学校での説明がない中ででの家庭での利用は、小学生には難しいと考えています。</p>	新	②	186
			188			
14	BYOD（自分の持っている端末を使う）でzoom等を利用して朝礼を行うなど、単に家庭学習用プリントを配布し、電話で状況確認を行うのではなく、コロナ感染拡大により学習・交流機会を失うことのないよう、オンライン活用を意識した取り組みを早急に進めていただきたい。その際、家庭に端末や通信環境が無い児童生徒は登校して参加できるようにするなど、柔軟に対応していただきたい。	教育委員会	現時点で全ての児童生徒の家庭でGIGA端末を活用した家庭学習は行うことは考えていませんが、コロナウイルスの感染を心配し登校を控えたり、濃厚接触者に指定され登校ができない場合に、家庭の通信環境及び端末を利用し、各学校の対応可能な範囲でGoogleWorkspaceの機能を使った授業の配信やコミュニケーションをとるなどの対応は可能です。 通信環境が整わない家庭に対しては、配慮が必要だと認識しています。	新	②	187
15	先般、コロナに感染した児童が、家族が陰性だったことから単独で入院したという報道があったが、このような事例は市内で多数あるのか。また、入院先の病院の割り振りは県が決めると認識しているが、幼児、児童の場合は市内病院で対応できるのか確認したい。	健康部	他疾患と同様の考え方で、児童のみが入院することは、あります。クラスターが発生した場合には多数が入院することもあります。入院先については、日中は横須賀市保健所が調整し、夜間は県が調整しています。 ベッドの空き状況にもよりますが、現在のところ、小児の対応は市内ですべてできています。	新	②	189
16	コロナ軽症者向けの薬で患者の重症化と医療体制の崩壊を防ぐ切り札として期待される抗体カクテル療法に対する本市の考え方を確認したい。	健康部	神奈川県では抗体カクテル療法に関して、2次医療圏ごとに協力指定医療機関を指定し、合計約10か所、スキームを決めて展開する予定があると説明がありました。 本市においても、抗体カクテル療法は有効な手段だと考えますので、関係医療機関や横須賀市医師会と協議していきたいと考えています。	新	②	190

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
17	8月18日、保育施設利用抑制について依頼する文書が市長名で発出された。この抑制効果について確認したい。 また、横浜市、川崎市では同様の依頼を行っているが、その際、利用料の減額をうたっている。本市では、園児の同居家族が濃厚接触者となり、健康観察期間中に登園しなかった場合のみ日割り減免となっている。どのような方法が効果的な利用抑制につながると考えているか、見解を確認したい。	こども育成部	<p>保育施設の利用抑制については、緊急事態宣言下の令和2年4月8日に登園自粛の通知を初めて発出し、その後感染の拡大を受け、職種を限定しさらなる登園自粛を要請するなどしました。そして、自粛要請期間の欠席については、保育料を日割りして減免していました。</p> <p>緊急事態宣言が解除された後は、保育施設の必要最小限の利用のお願いとし、その後、再度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用がされた際は、その都度市長名で引き続き保育施設の最小限の利用をお願いしてきました。この際、登園自粛としなかったのは、宣言の内容が「社会経済活動を幅広く止めるものではない」とのことから、「保育施設は原則開園」としたことによります。そのため、保育料の減免は行っていませんでしたが、一定の利用抑制は図られていました。</p> <p>8月18日に発出した通知も、緊急事態宣言の延長を受け、引き続き保育園は原則開園とする方針の継続をお知らせするために発出しました。</p> <p>この通知の際、市内で感染が広がっており、同居家族が濃厚接触者となる例もでてきたため、本来欠席する必要のない同居家族が濃厚接触者となった場合でも登園自粛をしていただきやすいように、保育料を新たに減免することとしましたが、市内保育施設においてはクラスター等が発生している状況にないことから、登園の自粛までは求めないこととしました。</p> <p>利用抑制のお願いによる登園抑制効果については、公立保育園において調査したところ、在籍児童の3～4割が欠席しており、育児休業と求職事由により在籍している児童が5.4%程度であることを考えると、登園自粛可能な大部分の方には積極的に自粛していただいていると推察されます。</p> <p>このように、通知の発出により登園抑制が一定程度図られている状況ですが、市中や保育施設での感染状況を注視しつつ、今まで以上の利用抑制を図る必要があると判断した場合は、保育料の日割りを行う等のインセンティブを提示することや、職種を絞って利用を制限する等が考えられます。しかし、市税の投入や市民生活に大きな影響を及ぼすため、慎重に検討していきたいと思います。</p>	新	②	191
18	8月27日、文部科学省から学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示された。 これによると、濃厚接触者等の特定のための調査は通常保健所が行うが、緊急事態宣言対象地域の学校で感染者が出た際、学校において校内の候補者リストを作成したり、休校の判断を学校が行うこととなる。本市においても今後学校でこうしたことを行う可能性があるか確認したい。	教育委員会	<p>これまで、児童生徒及び教職員の感染が確認された場合は、教育委員会保健体育課が、必要な情報について学校から詳細に聞き取りを行い、その情報を保健所に提供するなど、調査に全面的に協力してきました。</p> <p>現在、保健所の業務が逼迫して、学校内における感染状況の調査が行えない状況にありますが、引き続き保健体育課が、学校の協力を得ながら、必要な情報を集約して対応してまいります。</p> <p>臨時休業の要否については、すでに教育委員会としての判断基準を定めています。この基準は、保健所の指導助言を得て定めたもので、令和3年8月27日付けの文部科学省の対応ガイドラインにも合致しています。</p> <p>今後は、この基準に沿って、校長、保健所、学校医と協議し、臨時休業の要否の判断を行ってまいります。</p>	新	②	192
19	現在市のHPには、「相談窓口」として、感染の疑いがある場合の対応が示されているが、フローチャートのような一画面でわかりやすいものを掲載していただきたい。	健康部 市長室	<p>市のHPに、相談窓口関連の情報をまとめたページ（リンク集）などを作成するなど、市民にとってわかりやすい表示となるよう適宜修正を行っていくとともに、感染状況に応じた情報提供を行ってまいります。</p>	新	②	193

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
20	<p>政府が9月上旬から幼稚園や小中学校に配布するという抗原検査キットについて、本市ではどのように活用することを想定しているのか。各学校での周知はどのようになっているか確認したい。</p> <p>また、保育園や幼稚園、小学校等に通う子どものいる全ての家庭に抗原検査キットを配付するという神奈川県の実業の概要についてあわせて確認したい。</p>	健康部 教育委員会	<p>令和3年8月26日付けで文部科学省及び厚生労働省の連名で抗原簡易キットに関する通知がありました。通知では、教職員が、出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状を訴えた場合、速やかに医療機関を受診できない場合に活用することなどが示されています。</p> <p>教職員は、体調不良時には出勤しないこと、出勤後に体調の変調をきたした場合は、速やかに帰宅して医療機関を受診することが原則ですので、国が示した使用範囲等を踏まえ、極めて限定的な使用になると考えています。</p> <p>また、神奈川県の実業について問い合わせたところ、配布の対象や時期等について、現在詳細を検討中とのことでした。</p>	新	②	194
21	<p>夏季休業明けの1週間は午前授業のみで、給食後、15時までは学校に滞在して良いこととなっているが、その間の子どもの居場所と保育の方式について確認をしたい。</p> <p>放課後子ども教室がある学校は何校あり、放課後子ども教室はどのような運用となるのか。放課後子ども教室がない学校では、学校に滞在中の児童にどのような場をあてがうのか。安全面の監視はするのか。通常の放課後の学校開放と同じ運用とするのか。みんなの家はどのような運用とするのか。</p> <p>児童クラブが開所時間を前倒しする場合、その分の補償はどのように行うのか。あわせて9月6日以降の方針についても確認したい。</p>	こども育成部 教育委員会	<p>放課後子ども教室は、現在4校で運用しており、うち3校については、通常使っている教室以外の教室も使うなど、密にならない工夫をして運用しました。</p> <p>1校については、学校との調整で、学校で統一して対応することとしたため、放課後子ども教室は休止しました。</p> <p>15時までの学校施設の子どもの居場所としての開放は、事前にニーズを確認し、基本的に児童自身の教室で担任教諭が見守りました。</p> <p>みんなの家については、施設は休止していますが、ランドセル置場のみ運用しています。</p> <p>放課後児童クラブが開所時間を前倒しする場合には、以前の一斉休校の際と同様に、その分の補償を行います。</p> <p>9月6日以降の対応については、小学校は通常日課とし、児童の気持ちの面での不安等を和らげるため9月10日(金)までは6時間目の授業は行わず5時間目までとします。児童の帰宅は15時頃となりますので、15時までの学校施設の居場所としての開放は行いません。</p>	新	②	195
22	<p>防災行政無線の用途は、本来、避難勧告などを住民に伝達することが中心だと考えられる。それを、1日2回も日常的に外出抑制の呼びかけは、いざ災害が起こった場合には効果が低くなってしまふ。しかも、内容が聞き取れないという市民も多い。</p> <p>現在の防災行政無線の使い方は、効果的なのか。適正なものなのか。市民からどのような意見が寄せられているかも含めて、防災担当部署の見解を確認したい。</p>	市民部	<p>平日も含め、1日2回の放送は、1日あたりの新規陽性者数が50人を上回り始めた8月6日から実施、1日あたり100人を超える日が続いてから市長自らの放送に変更しています。</p> <p>この状況により市内の医療機関がひっ迫、まさに災害時の医療体制になりつつあったことから、市民の命を守るという防災行政無線本来の役割も考慮して、放送回数を増やしました。</p> <p>無線による効果とは判断できませんが、8月29日からは1日あたりの新規陽性者数が100人を切り、減少傾向になっている状況です。</p> <p>本当の災害時に「聞いてもらえなくなる」という懸念はありましたが、そのことに対するリスクと、無線放送による感染拡大抑止の効果を考慮して必要最低限の放送回数とするとともに、学校が始まる8月30日からは土日のための放送に変更しました。</p> <p>この間における無線放送に対する市民意見としては約200件あり、「聞き取りづらい、内容がわからない」や「うるさい。やめてほしい」という意見が半数程度を占めています。</p> <p>なお、「聞き取りづらい、内容がわからない」といった意見については従前からあり、屋外における放送という防災行政無線の特性によるものと考えています。</p>	新	②	196

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
23	市職員・教職員の新型コロナウイルス感染者情報について、一般市民と同様に本人の同意を得た上での公表となっているのか。具体的には性別・年代の非公開を容易に選択できるようになっているのか確認したい。	総務部 教育委員会	<p>【総務部】 市職員の感染者情報については、本人の同意を得た上で、年代・性別・所属部名・勤務場所・居住地・勤務状況等を公表していますが、陽性者の発生状況等を踏まえ、公表項目については、今後も見直しを検討してまいります。</p> <p>【教育委員会】 学校教職員の感染者情報の公開については、市職員の公表内容との整合及び県教育委員会との調整の上、性別・年代・学校名等を公表しています。 公表にあたっては学校長を通じて本人に確認していますが、年代・性別については、現状では公開対象としており、非公開の選択は行っておりません。 なお、今後の公表内容については、関係機関等との間で、見直しを検討していきたいと考えています。</p>	新	②	198